

II 住民税

1 どうやって申告するの？

(1) 自営業・年金受給者の方などの申告

原則として、毎年2月16日～3月15日(令和8年は2月16日～3月16日)が申告期間です。この期間に税務署や区役所に直接申告してください。

税務署に確定申告書を提出した方は、区役所へ申告する必要はありません。

(2) お勤めの方など(給与所得者)の申告

お勤め先から「給与支払報告書」が区役所へ提出されている場合は申告不要です。年末調整されていない場合や医療費控除や年末調整できなかった所得控除の追加などがある場合で、所得税の還付がある方は3月16日までに税務署に確定申告を行ってください。「給与支払報告書」が区役所に提出されていない場合や、所得控除の追加をしても所得税の還付がない場合は、3月16日までに区役所に住民税の申告をしてください。

2か所以上から給与を受け取っている方の申告、給与所得と給与所得以外の所得のある方の住民税の徴収方法は、下記のQ&Aを参照してください。

※中野区ホームページに特別区民税・都民税の試算と申告書作成ができる「中野区特別区民税・都民税税額シミュレーションシステム」をご用意しています。是非ご利用ください。

中野区 税額シミュレーション



◆2か所以上からの給与があるときは？

Q:勤務先のA社から年間500万円と、非常勤のB社から年間150万円の給与の支払いを受けた場合、住民税の申告は、どうすればいいですか？



A:A社とB社の給与収入を合算して、税務署へ所得税の確定申告をしてください。住民税も同様にその合計所得金額に対して課税します。なお、B社からの給与収入が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ない場合もありますので、税務署へお問合せください。所得税の申告が不要となった場合は、住民税の申告をしてください。

◆給与天引きと個人納付の併用は？

Q:私の住民税は給与から天引きされています。令和7年中は給与以外にも収入があるのですが、その分にかかる住民税だけ会社を通さず個人で納付することはできますか？



A:確定申告書第二表に「給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法」を選択する欄がありますので、「自分で納付」を選んでください。

給与からの天引きとは別に、個人納付するための納税通知書をご自宅にお送りします。

(3) 無収入の方や収入が少なかった方の申告

申告書は、税証明書、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金、老齢福祉年金、保育料などの基礎資料となります。無収入の方、給与・年金以外の所得のあった方などは申告がないと課税・非課税の決定ができませんので、**3月16日までに**区役所に住民税の申告をしてください。申告をされないと**税証明書を発行することができません**。

なお、収入が少なかった方で、源泉徴収された所得税の還付のため、税務署に確定申告書を提出した方は、区役所への申告の必要はありません。

《参考》所得税の還付申告について

①年末調整で精算

お勤めの方の所得税は、毎月の給与や賞与の支給時に、一定の基準で天引きして納付されます。このため、天引きされた税の1年間の合計額は、1年間の給与総額に対する年税額と一致していません。

そこで、1年間の給与総額が確定する12月に、その年に納めるべき税額を計算し、1月から天引きしてきた税額との差額について、納付または還付を受ける必要があります。この精算の手続きが「年末調整」です。この年末調整は、勤務先の事業者が行います。

②医療費控除などは還付申告で

医療費控除や雑損控除などは、年末調整では受けることができません。これらの控除がある方は、所得税の確定申告(還付申告)によって還付を受けることになります。

※1 給与所得者が年末調整を受けなかったとき等は、確定申告をすれば源泉徴収された所得税の還付を受けられることがあります。

※2 令和8年2月16日から3月16日までの間は、中野税務署内で確定申告書の作成・相談はできません。中野区産業振興センターとなります。詳しくは中野税務署にお尋ねください。